

第五回 参議院農林委員會會議錄第十九号

昭和二十四年五月十六日(月曜日)午前
十時五十六分開会

本日の會議に付した事件

○獸医師法案(内閣提出、衆議院送付)

○競馬法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○特殊勝馬投票券に関する法律案(内閣送付)

○競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(橋見義男君) それではこれから農林委員會を開会いたします。本日は最初に獸医師法案を議題にいたします。この法案につきましては、予備審査の際に相当長時間に亘つて御審議を煩わしたのでありますが、その際に問題になつておりました事柄のうちで、獸医手の問題につきましては、衆議院側とその後連絡を保持しながら、修正についての案文を練つておつたのでありますが、衆議院の方で一つの修正案を作つて関係方面という一折衝をいたしました結果、当初の修正案はこれを実現することは困難でございまして、結局種々折衝の結果これから申し上げますような修正案に落ち着いたものであります。それは獸医手に關しましてこの救済をいたしますために、経過規定、即ち附則を修正をいたしておるのであります。その修正箇所を一應朗読いたします。

附則中第十項の次に、第十一項及び第十二項として次の二項を加える。

11 この法律施行の際、獸医師法等の臨時特例に關する法律第一條の規定によつて獸医手の免許を受けている者であつて、現に同法第二條の規定によつて業務として家畜の疾病に關する診療を行つてゐるものは、この法律施行の日から一年間を限り、農林大臣の定めるところにより、第十七條の規定にかかわらず、その業務(鶏の診療の業務を含む)を行うことができ

る。この場合においては、第八條、第九條、第十八條から第二十一條まで、第二十八條及び第二十九條第二号から第六号まで並びに前項の規定は、獸医手に準用する。

12 前項に規定する者は、家畜傳染病予防法(大正十一年法律第二十九号)、麻薬取締法(昭和二十三年法律第二百三十三号)及び藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)の適用については、獸医師とみなす。

附則中第十一項を第十三項とし、以下第十四項まで順次二項ずつ繰り下げる。

第十五項中「第七項の下に」若しくは第十八項を加え、同項を第十七項とする。

第十七項の次に第十八項として次の一項を加える。

18 この法律の附則第十一項に規定する者は、この法律の附則第四項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年間を限り、旧法第一條第二項第二号の獸医師試験を受けて合格したときは、この法律の附則第六項の規定にかかわらず、獸医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従ひ、獸医師の免許を受けることができる。この場合においては、同條第二項第二号及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

行の日から一年間を限り、旧法第一條第二項第二号の獸医師試験を受けて合格したときは、この法律の附則第六項の規定にかかわらず、獸医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従ひ、獸医師の免許を受けることができる。この場合においては、同條第二項第二号及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

第十六項を第十九項とする。

大体この修正の趣旨は現在の獸医手については新しい第十一項で一年間を限つて従来通りの仕事ができる。こういうことと、これらの人々が第十八項によりまして旧法の獸医師の試験を受けて合格した時は新法による獸医師國家試験に合格しないでも、獸医師の免許を受けることができる。而して、獸医師の免許を受けた者は旧法により獸医師同様の待遇を受けることができる。こういう趣旨の修正條文であります。当初の修正案は五年間ということの猶予期間を設ける考え方でしたが、これがいろいろ折衝の途中において全然駄目であるというのを三年までせめて認めて貰いたいということで再折衝をし、漸くこの法案に落ち着いたという状況であります。従つて衆議院からは本院に對しましては、この修正いたしましたものを正式に回付いたして参りました。従つてこの衆議院の送付案を議題にいたしたいと思ひます。大体質疑も終了いたしましたので、これからこの衆議院の送付案につきまして

討論に入りたいと思ひます。

○藤野繁雄君 獸医の充実ということでは我が國畜産奨励上重大なことであるのであります。而して現在の獸医師及び獸医手については、まだ知識が十分でない点もあるかと考えられます。將來においては講習、講話等の方法を以て十分なる知識を與えられてその技術を向上し、より一層に畜産界に貢献するように努められる措置を講ぜられたいと思ひます。次に、獸医手は今も申上げましたように我が國畜産發展上に相當の成績を収めておるのでありますから、この獸医手が獸医師の試験を受ける場合には特段の御考慮をお願いいたしまして、万遺憾なきを期して我が國畜産界に貢献するように努められるようにお願いしたいと思ひます。

○板野勝次君 私は大体衆議院から修正送付されました点で、獸医手が救済される途が開かれましたことは賛成なものであります。一方におきまして、審議會の講成の問題、更に日本のいろいろな現状からして新制大学を卒業した者のみが、受験資格者であるということに對しては疑義がありますので、直ちに全面的にこれに賛成するということについては二、三まだ検討の余地があると思ひますので、私は採決に對してはその態度を保留して置きたい、こういうふうに考えます。

○北村一男君 獸医手の問題につきましては、只今委員長から修正案の御説明がございましたが、前にも申上げ

ましたように單に獸医手の救済策の点から考えるばかりでなく農村にいたした

に獸医手は相當貢獻しておるのであります。獸医師が山奥の不便なところに行かないような例が沢山あるのに、そういうところは獸医手が参りまして、畜産方面に非常に貢獻をしており、それから只今獸医手は農業協同組合、共済組合、それから普及技術員となつてそれらの道に貢獻いたしておるのであります。こういう人たちが一年後に退職しなければならぬようになりまして、そこに空白の状態ができる、こういうよう点から考えまして、旧法による試験によつて獸医師となるような場合にはでき得る限り多く收容するように、ただ學術に偏した試験ばかりやらずに、実地方面に重きを置いた試験をやつて貰つて、この二千七百名という限られた人が十分にその職域で才能の伸ばすことのできるように希望いたします。民主自由党はこの修正案に賛成するものであります。

○委員長(橋見義男君) 今の問題に關連しまして政府の方から發言を求められておりますから許します。

○政府委員(山根東明君) 獸医手の救済の問題について、御希望があつたわけでありまして、私の方でいたしました。この問題がこの前の委員會でいろいろ議論せられて以來、事の重要性に鑑みまして、更に具体的にこうした修正案で一年間獸医手の試

驗期間或いは業務を実施し得る期間を延長せられたる事情に鑑みまして、只今北村委員、藤野委員両氏から御希望がありました試験についての配慮はいろいろ考へておるのではありません。具体的に只今考へておるものは、この期間にできるだけ試験を実施したい、この法律が來年の十月一日から施行になるわけでありまして、一ヶ月有三、四ヶ月あるわけでありまして、その間に今年は一應七月に学科試験、更に引續いて九月に実地試験を予定しているわけでありまして、來年は、この試験は予算を伴うわけでありまして、確定的なことは申し上げかねますが、大体五月、七月の両回に学科試験を実施し、更に九月頃それらの合格した人たちの実地試験を実施して、勿論試験でありますから、その試験の權威を失墜するようなやり方はできないと思つておりますが、御希望の御趣旨を十分汲み入れまして、できるだけ多く合格して貰うように、その間に講習会なり、講話会なりをできるだけしばしば実施することによつて、最後の試験にできるだけ大多数の獣医手が救済できるようにやつて参りたいと思つておるわけでありますので、御承知置きをお願いいたします。

○池田恒雄君 獣医手の期間を一ヶ年間しかないという問題は問題だと思つて、大学を出た者でなければ獣医師にならないという規定は結構だと思つて、只今まで獣医手であつた者がもう仕事ができないという問題は結構だと思つて、いい悪いは問題じゃない、今までそれで勤めて來ておつたので、馬が助かつたり何かしたり結構

なんです、だからそういう生き残つておる人たちを生かして行かなければならぬ、もう一つはこれを一年ばかりで止めさせるのは大変だ、獣医手だつて獣医師試験をその程度の人を受けるのだからあの試験だつて捻り鉢巻でやるのだから楽な試験じゃないのです、非常に苦勞して試験を通つて、苦勞して勤めておる、一生やるつもりでやつておるのを一年でいいということは、この問題は結構だといふべきでありまして、だからこれを講ずるというのを申されましたが、現業に従事しておる人はどんな簡単な試験だつて、これは容易に通るものじゃないのです。獣医手であつた人が又獣医師試験を受けて簡単に通るものじゃない、そんなわけでは合法的に仕事を止めさせるということ、私は獣医師界のためにいいか悪いとかいうのじゃない、その人のために結構だ、そういう法律案は通すべきじゃない、こう思つて、それからもう一つ例を申し上げますと朝鮮半島が内地において資格を獲得し得るという、なんか法律案が國會を通じたことがあります。これは司法委員会かなんかで、そういう案を通過させたのであります。この員数は十人か二十人か、曾て朝鮮の弁護士という十人か二十人の少数の人たちのために、今までの朝鮮の弁護士も内地の弁護士の資格があるという、こういうような資格を保証する法律案を通過させておる、あれはやはりあの際、朝鮮弁護士を罷めさせるのは結構だからというのであつたと思つて、だから私は農林省でもそういう條理を分つて法律を立案すべきで

ある、農業の技術が進歩して参りますと、獣医手だけの問題だけでなく、他の農業技術の問題、養蚕技術の問題、こういう方面でもこういう問題が起つて來ると思つて、こういう問題が起つた場合、いつでも古い技術者は食えようが、食えまいがかわらず、ばつさり切つて行くような改正法律案を作つて行くことは非常に結構だ、又北村さんが言うように空白時代が起る、それから新制大学を出たものが獣医師になつたり、農業技術員になることは結構だ、大学の名の付いたところを出たものは、百姓の門口に行つて仕事をすると、この氣分を起さない、これは理想としてはいいが、實際においては北村さんが御心配になるようなことがどうも起つて行くだろう、だからそういうふうに残酷な法律というものはどうも困る。

○委員長(補見義男君) 大体御意見は終了したようでありまして、これから衆議院から送付されて参りました獣医師法を議題にいたしまして採決いたします。衆議院送付案通り御賛成の方の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○委員長(補見義男君) 多数を以て本案は可決することに決定いたします。多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

高橋 啓	北村 一男
平沼彌太郎	徳川 宗敬
加賀 操	赤澤 興仁
山崎 恒	岡村文四郎
藤野 繁雄	石川 準吉

星 一

○委員長(補見義男君) 尙前例通り委員長報告は委員長において適当に作成いたしますので、御一任を願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(補見義男君) 御異議ないと認めまして、さうにいたしました。ちよつと速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員長(補見義男君) 速記を始めて下さい。

それではこれから競馬法の一部を改正する法律案、及び特殊勝馬投票券に関する法律案を議題にいたします。尙競馬法の一部を改正する法律案につきましては、政府から提案せられましたものと、衆議院の原健三郎君外六名提出の法律案と、題名は同じでありますが、二つございまして、便宜上政府の方の提案を先に取扱います。先ず最初に競馬法の一部を改正する法律案と、特殊勝馬投票券に関する法律案につきまして政府からの提案理由の説明を伺うことにいたします。

○政府委員(池田宇右衛門君) 只今御審議を願います競馬法の一部を改正する法律案の提出理由を御説明申し上げます。

先きに第二回國會におきまして、公正を競馬を行うため、従前の競馬法及び地方競馬法を廃止すると共にあらたに競馬法を制定し、従來日本競馬會の行なつてきた競馬を國營とし、馬匹組合又は馬匹組合連合會の行なつてきた競馬を都道府縣營又は指定市營とし、今日まで運営して参りましたが、その実績にかんがみ尙又競馬法第四十條の規定により施行後一年以内に改廢の措置をとる必要もありますので、ここに次の要旨により所要の改正を加えることとしたのであります。

第一は、競馬の公正を維持するために必要な改正を行うことであります。即ち一年以上の懲役に処せられた者は、馬主になれないこととしたこと、また指定市が行う地方競馬について農林大臣が監督することができるよう措置を講ずるとともに、都道府縣と指定市及び指定市相互の組合の結成を容易にいたしましたので、地方競馬の秩序を維持し、及び競馬法違反の罰金を引き上げたことであります。

第二の要旨は、國營競馬の開催日数を一競馬場について、地方競馬場と同一とし、國營及び地方を通じて新たに重勝式勝馬投票法を採用して賣得金額の増大を図ろうとすることでありまして、その外は特種の色紙を除くことが必要であると考へられますので、無料入場の制度を廃止したことでもあります。

以上がこの法律案を提出した理由の大要であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを希望する次第であります。

次に只今御審議を願います特殊勝馬投票券に関する法律案の提出理由を御説明申し上げます。

この法律案は國營競馬の勝馬投票券の賣得金額の増大を図るため、勝馬投票券に特殊の措置を講じ、併せて競馬法中に、このために必要な規定を設けようとするものであります。即ち、國營競馬の大競走について、賣得金額の五割以内、一投票券の券面金額の十萬倍以内において、勝馬投票の的中者について更にくじ引を行い、これに当たつた者に集中的に拂戻す措置をとらうとするものであります。この勝馬投票券の發賣の事務は、適當な銀行に委託

することといたしております。尚、諸般の準備の都合によりまして、施行期日については、改めてお諮りすることといたしております。

以上がこの法律案を提出した理由の大要であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを希望する次第であります。

○委員長(補見義男君) これは御質疑に入る前に内容について事務当局の方から御説明を伺った方が御審議に便すると思ひますので、畜産局長の方から一應内容だけについての説明を伺うことにいたします。

○政府委員(山根東明君) それでは私から改正案の大要について御説明をいたします。

競馬法新旧対象表をお手許に差上げてありますので、條文の順序に従つて申し上げますと、第三條第一項、現行法によりまして「國營競馬の開催は、競馬場ごとに、年二回以内とする。」となつておりますのを「國營競馬の開催は、競馬場ごとに、年三回以内とする。」と改書もさういふことで一回ずつ増やしてあります。この理由は実は御承知のように現在國營競馬場は十一ヶ所あるのでありますが、いろいろな關係で現在そのうち六ヶ所だけしかやつておりません。北の方から申し上げますと、札幌、函館をやつております。それから福島、新潟を休場いたしております。東京の近郊で府中と中山、それから西の方へ参りまして京都のいわゆる淀の競馬、それから阪神鳴尾の競馬は今中止しております。それから九州の小倉、宮崎は中止しております。以上の六ヶ所をやつておるのであります。全体の回数といたしまして五ヶ所

が休場いたしておりますので、実は回収が全体的に見て十分でないということ、特にそれが回数が少いために、國庫の収入にもそれだけの何と申しますか、予定収入が上げ得ないような実情でありますし、また一方馬主の経済から申しますと、最近是非常に馬の飼養経費等も高くなつておりますので、できるだけ回数を増加いたしまして資金なりの馬主の収入を増やすことによりまして馬主の経済の窮迫を緩和するといふ趣旨から、実は年二回以内とありましたのを一回増やして行きたいといふことにしたのであります。そういたしますとそれ〴〵の競馬場一回の開催日は、実は御承知と思ひますが、八日間でありまして二十四日やるといふことになりまして二十四日一競馬場であるといふことになるわけでありまして、これは現在地方競馬では年四回やつております。それが六日間ずつ四回やつて、全体として二十四日、地方競馬の開催日数と合せるというやうなことも考へてこの年二回以内とありましたのを三回としたのであります。それから第二項も同じやうな考へ方の修正であります。

それから第四條であります。現行の四條に無料入場券の規定があるのであります。現行では一回の競馬について二千人以内は、これは無料入場を許可することになつておりますが、先程の提案理由の説明にもありましたが、うに、こゝろに特權的な扱いを除くといふ趣旨を以ちまして、今後の競馬におきましては從來二千人を限度として発行いたしておりました無料入場券の、この規定を削除しようといふ趣旨であります。それから第三項、現行法

によりまして、「地方税法が施行せられるまでの間、第一項中「地方税法」とあるのは「入場税法」と、「入場税及び入場附加税」とあるのは「入場税」と読み替え、第二項の規定はこれを適用しない。」これは地方税法が施行せられるまでの間の経過規定でありましたが、これは当然に削除になるわけでありまして、

それから第六條で「勝馬投票法は、單勝式、複勝式及び連勝式の三種とする。」これを改正いたしまして、「勝馬投票法は、單勝式、複勝式、連勝式及び重勝式の四種とする。」從來は單複それから連勝式、一、二等を当てるのであります。この第六條で重勝式といふやつをやることにしたのであります。これは今日の馬券賣場の現状は、開催時間直後、即ち朝の間は比較的買上げが少いやうな關係で暇でありますので、その時間を利用いたしまして、第四條馬、何競馬のそれ〴〵の一等を当てるというやうな投票法を採用いたしたい、一競馬と三競馬はそれ〴〵どの馬が一等になる、二つとも当てたものにその特殊な配當をいたして行くといふやり方でありまして、これがここにあります重勝式の投票法であります。七條はそれについての規定であります。今私がお話を申し上げましたやうな事項が規定してあるのであります。八條が拂戻金額の算出方法に関する規定であります。今の重勝式の拂戻方法に関する規定であります。

それから第十二條であります。これは投票無効に関する規定であります。從來の條文を書き直した程度のものであります。特に實質上大きな改正ではございませんので、省略して頂きます。

それから次に第十三條であります。これは現行法の規定によりまして、「左の各号の一に該当する者は、登録を受けることができない。禁治産者、準禁治産者及び破産者であつて復権を得ない者。二 競馬法、地方競馬法、又はこの法律に違反して罰金以上の刑に処せられた者。」こゝろに欠格條項があつたわけでありまして、この外に、これは先程改正の要点の第一に御説明いたしましたやうに、一年以上の懲役に処せられた者も……これは從來でありますと競馬法違反、或いは地方競馬法に違反した者は馬主になれないといふ規定でありました。外に一年以上の懲役に処せられた者も馬主になることができない、馬主の何と申しますか、馬主がそうすることによつて競馬自体が大眾の信用を得まして、その公正を保持するといふことのために、こゝろに懲役をとつたわけでありまして、一年といふことになりましたのは、一年以上の懲役といふことになりましたと、情狀が輕くないといふ意味で、一年を基準にしたのであります。

次に第二十條であります。これは地方競馬に関する開催日数の規定であります。これは現在では地方競馬は一回につき六日以内という建前になつております。ただ上の欄にこゝろにやうな実は簡単な條文が一つそのことを規定しておるのであります。新たに実は從來は都道府縣の競馬があり、更に指定市の競馬がありまして、それぞれが何と申しますか、実は統制がとれてなかつた点があるのであります。同じ縣で一シーズンにそれ〴〵競馬をやるとなると、縣といたしましては、できるだけ賣上げの多いやうな、

例えば日曜であるとか、祭日であるとか、そういう日にやつて行きたい、ところが指定市の立場といたしまして、同じやうな事情があるわけでありまして、その両者の間に一つどうしても統制をとつて行かなければならない、といふやうな趣旨から、実は新しい地方自治法に基いて、府縣と指定市が組合を作るといふ場合には、その組合で競馬を実施して行くことができるやうに新らしくいたしたのであります。が、從來のただ上にあつたやうな規定のみであります。その組合を作つたために、從來兩者でそれ〴〵六日以内年四回を限つてやつておりました回数、が兩者が一つになりまして、從來の上段にありますが規定だけで参りますと、組合でやれば四回で六日以内といふ読み方になります。組合を作りました場合には、組合を作らなかつた以前と同じやうに、それ〴〵が四回六日できると同じやうな実質を持たせなければ不都合が生じますので、こゝろにやうな規定を詳しく書き替へたわけでありまして。

次に第二十一條であります。「但し都道府縣知事又は指定市の市長は、一回につき六百人以内の限度において無料入場を許可することができ。」これも國營競馬と同じやうな趣旨で削除いたしましたのであります。

それから二十三條、「農林大臣は都道府縣が、この法律又はこの法律に基いて發する命令に違反して地方競馬を作つた場合には、当該都道府縣に対して、地方競馬の停止を命ずることができ。」とあります。これを「農林大臣は都道府縣又は指定市が、この法律又はこの法律に基いて發する命令に違反して

次に二十四條、これは上では競走という字句を用いておりましたわけですが、これでは言葉の解釈上若干不都合がありますので、競馬という字句に修正いたしましたのであります。

次に三十條でありますが、これは実は現行法の罰則が上の欄にありますように、「五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処する。」違反者に対する罰則の規定を「五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金」これは罰金額を今日の経済事情に即應いたしまして、これは十万円でありましたのを五十万円にしたのでありまして、これはいろいろ／＼な諸法律の前例を参酌いたしました、他の法律との権衡を参酌しまして現行の十万円を五十万円にしたのであります、と同時に処罰事項の中

次に二、三の規定がありますが、三十三條、三十四條、これは現行の罰金の額を先程三十條で御説明いたしました趣旨と同様な趣旨から金額を引上げたのであります。

は、その登録をまつ消する。」國營競馬特別會計法（昭和二十三年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。第四條中「第十二條第二項及び第四項」を「第十二條第五項に改める。」この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」これは大した内容はなないのでありますが、この法律の改正法を施行するにつきましての所要の経過規定であります。

以上で競馬法の一部を改正する法律案の改正事項についての説明を終ります。

○説明員(井上綱雄君) 特殊勝馬投票券は外國でやつております……、外國と申しましても英國でありますが、スリープ・ステークスの形式になりまして実施をしたいというのであります。

ものであります。その仕組は大体現在の日本の宝鑑と同様な方法であります。が、今回法律でお願いしておりますのは、それに若干の修正を加えまして、一應馬券として購入したものを、的中

場と、京都の競馬場で七大レース、七つの大きなレースがあります。そのうち一應四レースを予定いたしましたして、春秋二回ぐらゐずつ考えております。最初に或る大きなレースを対象といたしました、その出走の締切の二十日前から馬券を賣るつもりでありまして、一應その馬券の發賣金額は一億円と予定いたしましたしております。そういたしました、いよゝゝ出走になります馬が仮に二十五頭といたしますと、そのうちの一号が勝つたいたしますと、その一号の馬に的中した人が仮に一人ある

たものが何人、三等賞に該当したものが何人というふうに抽籤をして予定の賞金を渡すようになるのであります。その拂戻の金額は大体四千五百万円、五千五百万円は一應政府が四割を頭か

等十万倍までの拂戻をお願いしておる
のでありますが、十万倍と申します
と、仮に三十万の馬券を発売いたしま
すれば、三百万円、五十万を発売いた
しますれば五百万円というふうになる

る、こういう仕組であります。内容は極めて簡単な法律でありますして、宝籤法とはちよつと違ひます点は、今申上げましたように、一應馬券として購入しまして、これは自由選択ができますが宝籤の方では最初から当るか当らないか分らない、びんからきりまであるのをたま／＼買つて抽籤で当るのであります、これには一應の選択権を持たして選択できるという点が違つておるのであります。

○大畠農夫雄君　お尋ねをいたします。先程政務次官の御説明の中に、一

○説明員(伊藤嘉彦君) 只今のお尋ねの点は改正法案には、騎手の問題ではなくして、馬主の問題であります。一年以上の刑に処せられた者は馬主として登録することができない……

すから、刑に処せられない場合にそう
いう犯罪につきまして時効が完成をし
て刑に処せられなければ問題がありま
せんが、刑に処せられた者も確かうろ
覚えがありますが、十年経ちますと、元

道府縣、若しくは指定市は競馬を行ふことができるというものが出ておりますが、競馬の目的をお尋ねするのは甚だ迂濶のようでありますが、併しなから今日競馬の目的をお尋ねしなければならんということは、これはいわけゆる世間の常識になつております馬匹の改良というようなことを目的としておられるのか、國家財政收入に重点を置いておられるのか、その点を一つお尋ねたいと存じます、と申しますのは、若しも財政收入を目的とされるこ

とに重点を置かれるならば、私はむしろこれは大蔵省でやられることが本當でないかと考えております。そこで政府は競馬の目的を今どういう方面に重点を置いておられるかということをお尋ねしたいと思ひます。

それから最近競馬に観心を持つ者の輿論調査をした、これも政府でもすでに研究のことと思ひますが、輿論を調査いたしましたら七七％は國家若しくは府縣で競馬を開催することは不適当であるという結論が出ておりますが、私共も過去一年の実績から見ましていづれの点に目的を置かれるにせよ國家が競馬を行うということは適當でないと思ひます。賭博行爲とは申しませんが、これに類したことを國家が主催なさるといふことについては私共は賛意を表することができないし、又競馬自体から考えましていろいろの欠陥があつて、例えば曾ては千六百頭乃至二千頭國營競馬の十一競馬場に出走した馬がそのくいの数がありましたのが、今國營になつてからは申しませんが、國營に移つてから段々減りまして、八百頭内外になつておる、こういうような事實から考えましても、國家で競馬を行ひ、府縣で競馬を行うことは私は適當でないと思ひます。この点についての政府の御見解はどうであらうか質して置きたいと思ひます。

○政府委員(山根東明君) 法律には御指摘のように競馬の目的を書いていないのでありますが、新しい競馬法が目的としたしておりますのは、只今御指摘の二つの点を私共は狙つておるつもりであります。ただ単に収入を目的とするだけであれば、進んでこれは

大蔵省でやるべきではないかという御意見もあつたのでありますが、私共としましては、競馬を通じて我が國の馬の改良と言ひますか、更に廣く畜産の振興をこれによつて圖つて行きたいという二つの狙ひ、その外に小さい問題かも知れませんが、これが健全な娛樂として國民の明朗化と言ひますか、スポーツを通じてのそうした健全娛樂の普及というふうな狙ひも勿論若干持つてゐると思ひますが、わけでありまして、大きな狙ひは御指摘の二つが一つも、いわゆる車の両輪のごとくこの二つの狙ひをこの法律に持たせたいと思ひます。

次に國營でやるのが適當であるかどうかという点は、それは非常に問題になるわけでありまして、この法律が國營競馬としてスタートいたしましたときから、いろいろ議論があつたわけでありまして、第四十條に、「この法律は、施行の日から一年を経過した日までに、改廢の措置をとらなければならぬ。」という規定が、外の法律にもないようなこうした規定が置かれておられますのも、一年間國營の形式でやつて行きます、そしてその間に國營が適當であるかどうかというふうな一つの實驗をいたしまして、一年経つた際に今一度そうした規定についても検討をこの法律で以て私共が要請せられておつたのであります。今日に成りまして私共としましては更に國營でこれを續けて行きたいという考え方を持つておりますので、新しい法律案も、經營の主体は國で行くという考え方を採つておるわけでありまして、私共の考えとしては、國營が最も、

あらゆる前提條件を考えなければ、果して國營が適當であるかどうかにつきましては、御指摘のような氣持を私共も実は持つておるわけでありまして、併しながら今日これを民間で行う、例えば從來御承知のように日本競馬會がこれを施行して來たわけでありまして、そうした民間でやる場合に、一つの團體でこれを經營するといふことは、今日の建前上許されなくなつたわけでありまして、そういう前提におきまして、これを今日の狀態におきましては、國營以外で施行するといふことは、遺憾ながら今日の現狀におきましては、いろいろの問題が考えられまして、今日の現狀におきましては尙當分國營でやるの止むない事情であるといふふうな考え方をいたしておるのであります。

○北村一男君 只今目的に二つの目的を以てやるというのを仰せになりましたが、馬匹改良、畜産振興の面に國營競馬が如何に役立つかとおるかという具体的な事實をお示し願ひたいと思ひます。それから健全娛樂の点につきましては私は國營と民間とによつて區別があるとは考えられませんが、國營でやることによつて健全娛樂であるといふことはどういふことであります。それから過去一年の実績によりまして、それはさういふ日本競馬會のようなものが一元的にやることには支障があるかも知れませんが、これは方法があるかと考えます。東京、中山競馬には中山競馬としての民間でやるような方法によつてさういふ問題に觸れなくとも済む方法があるのではないかと考えますが、過去一年さういふような、主催者が誰であるかといふことを暫く措きまして、國營でや

つて成績が好かつたと思はれる点がございまして具体的な事實をお挙げ願ひたいと思ひます。

○政府委員(山根東明君) 競馬がただ單なる財政收入の目的だけでなく、馬の改良と言ひますか、畜産の振興にどういふ形で寄與いたしておるかというお話であります。これはそれ／＼の競馬における番組の編成等にさうした問題を考慮いたしましておるわけでありまして、具体的にどういふ番組がどういふ狙ひを持つておるかというふうなことは競馬部長から更に追加して御説明いたします。それから私は健全娛樂と言ひますか、さういふことに先程ちよつと觸れましたが、それはそのために國營でなければならぬという趣旨で申したのでないものでありまして、お話のように國營である、さうでない、さうかと、私はその点はその故に國營にしなければならぬといふふうな考え方はいたしておりませんし、先程のお話がさういふふうでありましたら、その点は訂正いたして置きます。

それから國營になつてどれだけ競馬が好くなつたかというお話であります。これは具体的にさういふ点がどうだといふことは或いははつきり申上げかねるかと思ひますが、私共といたしましては勿論民營時代におきまして私共は監督的な地位にありまして、それが初期の目的通り競馬が行われることにつきましては、勿論最大の関心を持つて來ておつたわけでありまして、國營競馬としまして私共競馬場で働きますすべての者が役人として直接の責任で施行いたして参ります関係上、何と申しますか、些かもその間に不正なり、不明朗なり、いろいろな

問題が起きないことを期する点におきましては、氣分的には少くとも最大の緊張を持つてこれに當つておるわけでありまして、馬の数が逆に却つて減つたやうな感じがする、これも私共としましては、國營でやつたために減つたとは思ひていないわけでありまして、成程競馬の時代からみますと、大分減つてはおりますけれども、終戦後暫く民營でやりました当時と較べますと、必ずしも馬の数が減つていないのであります。むしろ逐次馬の数は殖えてゐるやうな傾向を辿つておるわけでありまして。特に國營でどういふところがあるかというお話になりますと、私共は今日のような現狀において、最も立派な競馬をやつて行きたいという氣持でやつて参つておる、さういふことを一應申上げて置きます。

○委員長(楠見義男君) 午前中の委員會はこの程度で休憩いたしまして、午後一時半から開會いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時五十九分開會

○委員長(楠見義男君) それでは只今より再開いたします。衆議院議員原健三郎君外六名提出の競馬法の一部を改正する法律案が去る五月十二日衆議院から送附になりましたので、この法律案を議題といたします。先ず提案者の説明を求めます。

○衆議院議員(原健三郎君) 只今議題となつた競馬法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

現行競馬法によりますと、地方競馬の主体は都道府縣又は指定市だけであ

りまして、戦災等によつて著しく災害を受けた町村は、除外されているのでありますが、今回の改正案はこれらの町村をも地方競馬を行うことができるようにして、災害を蒙らなかつた町村或いはその程度が軽微であつた町村に比し、一層財政難に苦しむこれら町村の財源を確保し、併せて地方の明朗化を図らんとするものであります。

從來の指定市に加うるに、指定町村を以てすることは競馬の開催回数急増に伴う各種の弊害を予想せしめるのであります。五十以上の戦災を蒙つた市町村は、合計百二十四の中、市九十六、町二十五、村四でありまして町村の数は極めて少いのであります。この極めて少い町村の中から更に内閣総理大臣の指定を受けるのでありますから、右に述べたような弊害は殆んどないと考えられます。

尙、提案者としては既設の競馬場を借りて数ヶ町村連合して開催すればいいのではないか、又開催回数は年一回でも構わないと思つております。以上が提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられんことをお願いいたします。

○委員長(楠見義男君) それでは本法案について御質疑をお願いいたします。速記を止めて。

午後二時四分速記中止

午後三時五十七分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始めます。本日はこの程度で散会いたします。

午後三時五十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君

昭和二十四年六月十三日印刷

昭和二十四年六月十四日発行

理事

平沼 彌太郎君

石川 準吉君

藤野 繁雄君

委員

大島 農夫雄君

門田 定藏君

北村 一男君

高橋 啓君

星 一君

赤澤 與仁君

加賀 操君

徳川 宗敬君

山崎 恒君

板野 勝次君

池田 恒雄君

岡村 文四郎君

衆議院議員

原 健三郎君

政府委員

農林政務次官 池田 宇右衛門君

農林事務官 (畜産局長) 山根 東明君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

農林事務官 (畜産局長) 伊藤 嘉彦君

参議院事務局

印刷者 印刷局